

財務省告示第二百九十四号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に
 規定する中途換金に係る個人向け国債を
 購入し、その国債の名称等を別表のとおり告示
 する。

平成十八年七月二十五日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合 計	〃	〃	〃	〃	個人向け利付 国債券（変 動・十年）	国債の名称
	第十一回	第九回	第七回	第五回	第三回	記号
万五十二 円百二千 二億二 十五百 二千五	円三十 百一 六億 十六 万千	万七七 円百百 三億 十七 二千	十七八 四千百 万七十 円百二 五億	二億六 十八百 四千二 万八十 円百九	二千九 万八十 円百七 五億 十四	総額面金額の
四万四十二 十三百九千 一十億二 千四百九 百二千三 円	円千九十 百百一 八二億 十万五 九九千	百八億六 三十八百 三十九千九 万四千七 百六 十七円	八万八千 八百八 百五八 九十億 十七二	八千九億六 百五十三 百二千二 万四千六 十八百六	三万九千九 百三十三 千三百六 万九千九 百十九	総購入価額の